

令和2年5月第126回定例農業委員会総会議事録

令和2年5月11日(月)  
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第492号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第493号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第494号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第301号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第302号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和2年5月第126回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

コロナウイルスの関係で密集、密接しない場所であるということで会場をお借りして開催させていただいております。来月以降、情勢によっては、いろいろと考えていかないとはいけません、ご了解を頂きたいと思えます。

今の時期になりますと、農作業中の事故、死亡事故がよく問題になります。年間300人以上の方が、毎日一人がどこかで亡くなっている、そのようなことが言われています。先日の農業新聞にもありましたが、2018年、おととしの統計ですが、死亡事故が少し減り272人亡くなっています。トラクターの事故が多いと言われてますし、特徴的なのは熱中症による事故が年々増えている、真夏の暑い時ではなく夏の始めに事故が多いということで、体が十分暑さに慣れていない時に事故が多いということで、高齢者の方が多いということもあり、私も含め十分に気を付けていただきたいと思います。

先月の全員協議会での申し合わせにより農業委員会憲章の唱和については、省略します。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思えます。

本日は全員出席でございますので、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、5月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和2年5月第126回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

6番 ●●●●委員

7番 ●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第492号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第492号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年5月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、田中江町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積287㎡、世帯の経営面積、渡人71.8アール、受人84.6アールで今回の申請面積を合わせますと87.4アールとなります。渡人につきましては、東京都多摩市永山●丁目●番地●●一●●、●●●●、受人につきましては、田中江町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、遠方により管理困難、譲受理由につきましては、従来より耕作、実態に合わず、でございます。

番号2、土地の所在地、船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積197㎡、世帯の経営面積、渡人2アール、受人200.8アールで今回の申請面積を合わせますと202.7アールとなります。渡人につきましては、京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町●●番地●、●●●●、受人につきましては、船木町●●番地、●●●●同じく●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、遠方により管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、南津田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積10㎡、世帯の経営面積、渡人81.1アール、受人66.2アールで今回の申請面積を合わせますと66.3アールとなります。渡人につきましては、南津田町●●番地、●●●●、受人につきましては、南津田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、耕作便利でございます。

番号4、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,608㎡、世帯の経営面積、渡人27.6アール、受人169.3アールで今回の申請面積を合わせますと195.3アールとなります。渡人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢によ

り耕作不可、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、東川町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,009㎡、同じく東川町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積510㎡、2筆合わせまして2,519㎡でございます。世帯の経営面積、渡人29.9アール、受人61.8アールで今回の申請面積を合わせますと86.9アールとなります。渡人につきましては、東川町●●番地、●●●、受人につきましては、東川町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、譲受理由につきましては、地元農地の管理のためでございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、別紙「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

（特になしの声）

議長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。

質問はございませんか。

委員

番号2、船木町の田、地図を見ているとすごく大きく見えますが面積は197㎡ですか。

事務局

ここは土地改良されていない細かい田んぼでございますして197㎡ということを確認しています。

議長

他にございませんか。

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第492号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議第492号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第493号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第494号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題493号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年5月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,127㎡、申請人につきましては、大中町●●番地、●●●●、事由につきましては、農産物集荷・選別及び出荷施設でございます。申請地は、大中町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農産物集荷・選別および出荷施設であります。現在、隣地自己所有地で作業をされておりますが、経営規模の拡大及び出荷トラックの大型化に伴い、施設が手狭となり、施設拡張されるものでございます。一部てん末案件ではございますが、令和2年4月17日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、馬淵町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積462㎡、申請人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、事由につきましては、農業用倉庫でございます。申請地は、馬淵町地先の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「農業用倉庫」です。現在、隣地の農業用倉庫を使用されておりますが、乾燥機や管理機等の小さな農機具にて使用しており、今回の申請地に大型農機具を屋外保管されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議題494号、農地法第5条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年5月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、小田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積117㎡、渡人につきましては、小田町●●番地、●●●●、受人につきましては、小田町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、露天資材置場でございます。申請地は、小田町地先の農地で、街区中の宅地面積が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、隣接する工務店を営む受人の露天資材置場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、田中江町●●番●の一部、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積961㎡の内709㎡、貸人につきましては、田中江町●●番地、●●●●、借人につきましては、田中江町●●一●、●●●●●、代表取締役、●●●、契約内容は賃貸借、事由につきましては、露天駐車場でございます。申請地は、田中江町地先の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借です。転用目的は、町内にあります受人の社員用の露天駐車場でございます。てん末案件ではございますが、令和元年11月22日に農振除外をされ、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

なお、駐車場として使用しない箇所につきましては、レモン等の果樹を栽培されており、引き続き農地として使用されています。

番号3、土地の所在地、上田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積52㎡、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、上田町●●番●1、●●●●、理事長、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、露天駐車場でございます。申請地は、上田町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、隣接する受人の社員のための露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、末広町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積673㎡、渡人につきましては、東近江市野口町●●番地●、●●●●●、受人につきましては、大阪府大阪府中央区道修町●丁目●番●号、●●●●●、代表取締役、●●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、

太陽光発電施設でございます。申請地は、末広町地先の農地で、近江鉄道平田駅から700m以内の区域内の宅地面積が40%を超えることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、太陽光発電施設で、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積518㎡、渡人につきましては、兵庫県西宮町二見町●●番●●、●●●●、受人につきましては、西生来町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、事由につきましては、露天駐車場でございます。申請地は、西生来町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんした区域にあることから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、受人は、町内で電気工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、工事車両等の駐車スペースが手狭になったことから、事務所に近い申請地を購入するものであります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

なお、現時点で北側の隣接土地所有者からの承諾は得られていません。申請者が、登記簿上の家に行ったところ誰も住まれていなかったため、近所等に聞き取りをされましたが、所在が不明と報告を受けております。隣地承諾書は、法定書類ではないものの、今後も引き続き弁護士等に依頼し、承諾を得られるようにすると聞き取りしております。また、隣接地とトラブルになった場合は、申請者で責任をもって処理することの誓約書を提出していただいております。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 493 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 494 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 5番 ●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、4月30日に、

議第 493 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 494 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

4番 ●●●●委員と、6番 ●●●●委員と、私、及び事務局職員で

現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第493号 農地法第4条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に、番号1の案件です。申請地は、大中町地先の農地で、青地にあります。転用目的は、農産物集荷・選別および出荷施設であります。現況が手狭であり、施設拡張されるものがございます。一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号2の案件です。申請地は、馬淵町地先の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「農業用倉庫」です。現地には、現在保有している農業用倉庫に入らない、大型農機具を今回申請地の屋外保管されておりました。また、育苗ハウスも申請地に建てる予定と伺いました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第494号 農地法第5条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に、番号1の案件です。申請地は、小田町地先の農地で、街区中の宅地面積が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、隣接する工務店の露天資材置場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号2の案件です。上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に公共施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、町内にある●●●●の社員のための露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号3の案件です。申請地は、上田町地先の農地で、住宅、公共施設等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、隣接するほのぼの会の社員のための露天駐車場で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号4の案件です。申請地は、末広町地先の農地で、近江鉄道平田駅から700m以内の区域内の宅地面積が40%を超えることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。転用目的は、太陽光発電施設で、立地基準上、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に、番号5の案件です。申請地は、西生来町地先の農地で、住宅、



公共施設等が連たんした区域にあることから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、受人は、町内で電気工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、工事車両等の駐車スペースが手狭になり、路上駐車をせざる負えないこともあると伺いました。このため、事務所に近い申請地を購入するものであります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請 2件、第5条許可申請5件 計7件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長                   ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員                   番号5の案件ですが、私が申請書類の確認をしましたので、もう少し補足をさせていただきます。最後にある図面ですが、見ていただいた通り、縞模様のところは蛇砂川の回収地で、蛇砂川が通る予定であります。左隣が地区改良事業で改良住宅を建てて、その倉庫の残地がこの場所にあります。改良住宅と、新しい蛇砂川の用地の間にあります、4筆ほどありますが田んぼが出来る状態ではなく、今は林となって荒地になっていますので、今こういう形で整理をされるのはやむを得ないと思っております。あと一つ、事務局からも説明がありましたように、隣接所有者の承諾書が必要になりますが、なかなか町内には住んでおられるようですが、所在も分からないということで、個人的に追跡をするのは、非常に難しいということもありまして、引き続き、司法書士等を入れてしますとのことですが、隣接しているところが農地であれば、もう少し押すか押さないか迷ったのですが、全てが雑種地、林であるということもあり、現状の整理をしてもらった方がすっきりすると思いましたので、事務局も誓約書で対応してどうかということでしたので、それで確認させていただきました。

委 員                   隣接地の同意書がもらえない場合は、誓約書で処理してもいいのですか。

事務局                 そうですね。隣接地の承諾書については、国から必ずもらう書類ではないということの通達がございまして、もらえない場合は当事者同士で解決するというので誓約書を毎回頂戴しています。申請人が責任を持って対処するという文言を書きいただいているところです。お願い事項で出していると思っております。

議 長 隣地承諾書については、法廷書類ではないということですが、あとあとのトラブル等を考えて念のために出していただいています。  
他にご質問等ございませんか。  
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 493 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 494 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。  
議第 493 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 494 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に  
報告第 301 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 302 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第301号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。  
農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年5月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。  
番号1、土地の表示、土田町●●―●の一部、地目、田、地積874㎡の内636.83㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年4月6日、1番、届出人の住所氏名、土田町●●―●、●●●●、理由につきましては、共同住宅でございます。  
続きまして、報告第302号、その他の専決報告について、を報告させていただきます。農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和2年5月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。  
1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）

の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、番号1から8まででございますので、ご確認いただきたいと思います。

2、農地形状変更申出について、①浄土寺町●●番、田、231㎡、を畑届、同じく浄土寺町●●番●、田、4.13㎡を畑届、届出人につきましては、浄土寺町●●、●●●●、令和2年4月13日受理でございます。

3、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、5月審査会、1日審査でございます。

更新の部、①●●●●、南津田町、営農類型につきましては、水稻、園芸でございます。②●●●●、野村町、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。③●●●●、安土町西老蘇、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆、露地野菜でございます。④●●●●、馬淵町、営農類型につきましては、水稻、麦、大豆でございます。以上でございます。

議 長           ただ今の、報告第301号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第302号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員           (特になしの声)

議 長           それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

議 長           以上で本日の総会日程は終了しました。  
                  これをもって第126回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会      午前10時06分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員